

初期費用



**令和2年度住宅用太陽光発電
初期費用ゼロ促進事業説明資料**

**公益財団法人 東京都環境公社
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)**



目次

1. 事業概要

2. 助成内容

- 2-1. 助成対象者
- 2-2. 助成対象事業
- 2-3. 注意事項等

3. 交付申請の方法

- 3-1. 申請の流れ
- 3-2. 事業プランの登録
- 3-3. 助成金交付申請
- 3-4. 設置完了報告
- 3-5. 申請の手順



1. 事業概要

【目的】

住宅用太陽光発電システム初期費用ゼロ促進事業では、住宅に初期費用無しで太陽光発電システムを設置するサービスを促進することで、太陽光発電システム設置に際しての初期費用負担のハードルを下げ、都内の太陽光発電システムの更なる導入拡大を図ることを目的とします。

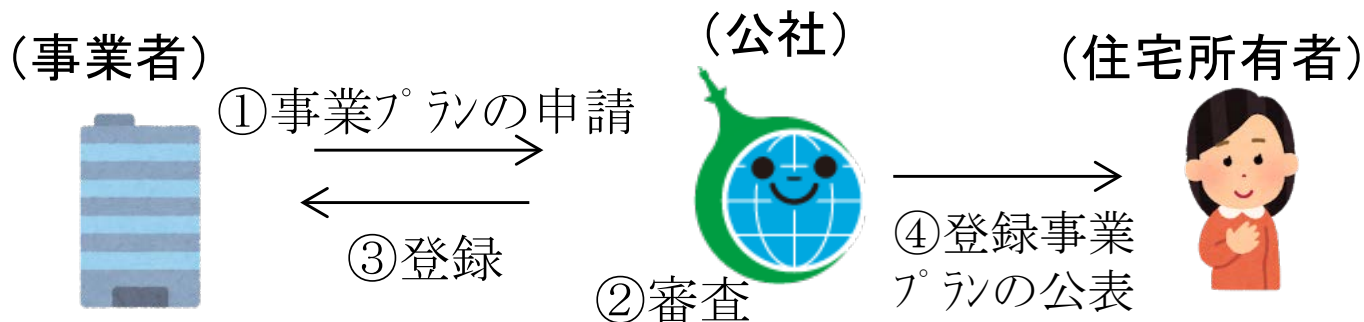


1. 事業概要

【事業スキーム】

ステップ1（事業プランの登録）

公社が事業プランを募集し、要件に合致したものを登録します。登録された事業プランは公社のホームページ等で公表されます。



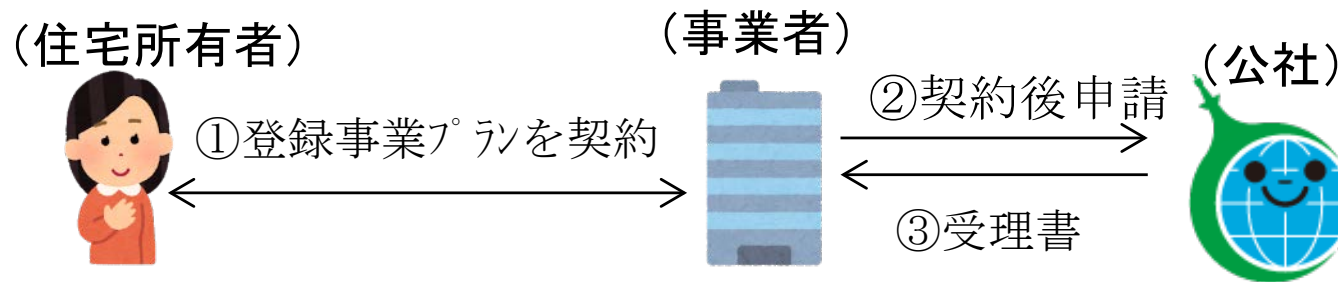


1. 事業概要

【事業スキーム】

ステップ2(助成金交付申請)

住宅所有者と登録事業プランに係る契約を締結した事業者は、公社に対して助成の申請を行うことができます。



※契約後の申請が受理された場合、受理書が発行されます。
受理された申請に係る申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日をもって、申請の受理を停止します。

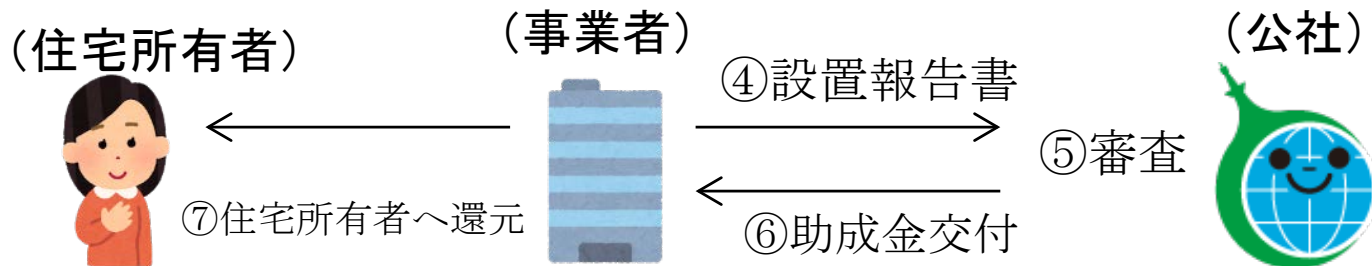


1. 事業概要

【事業スキーム】

ステップ2(助成金交付申請)

申請事業者は、太陽光発電システムの設置後に報告書等を公社に提出します。公社は報告書等の提出を受け審査を行い、要件に合致したものに助成金を交付します。**当該助成金は全額、住宅所有者へ還元する必要があります。**





1. 事業概要

【事業期間】

令和元年度～2年度の2年間

【予算規模】

各年度 7億円



2-1. 助成対象者

【助成対象者】

リース、電力販売、屋根借り等により住宅所有者の初期費用ゼロで太陽光発電システムを設置する事業者

【助成対象事業】

公社が登録した初期費用ゼロサービスであって、要件を全て満たすもの



2-2. 助成対象事業

【要件】

1. 初期費用ゼロサービスの登録の日から2020年度末までに住宅所有者と助成対象者との間で初期費用ゼロサービスに係る契約が締結されたもの。

※住宅所有者には集合住宅のオーナー等も含まれます。



2-2. 助成対象事業

【要件】

2. 太陽光発電システムに係る設計費、設備費及び工事費の合計額が発電容量1キロワット当たり400,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)未満であるもの。

※太陽光発電システムの発電容量の考え方太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールのJIS等に規定されている公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーのJIS等に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値(kWを単位とし、小数点以下を切り捨てる)とします。

3. 1、2に加え、事業プランの登録要件を満たすもの



2-2. 助成対象事業

【事業プラン登録要件】

1. 住宅所有者の初期費用無しで、都内住宅（集合住宅含む。）に太陽光発電システムを設置するサービス（リース、電力販売、屋根借り等）であること。
※太陽光発電システムの販売（割賦販売を含む。）に係るものを除く。
2. 設置される太陽光発電システムが、停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。



2-2. 助成対象事業

【事業プラン登録要件】

3. 太陽光発電システムが故障した場合に、速やかに交換又は修理がなされること。
4. 交付される助成金総額が、住宅所有者の登録事業プラン利用料金の契約期間内の合計額から控除されていること(屋根借りの場合は、助成金総額が契約期間内の屋根の使用料合計に加算されていること)。



2-2. 助成対象事業

【事業プラン登録要件】

5. 太陽光発電システム設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が付加されていること。また、太陽光発電システム設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。

※ 太陽光発電システム原因については、太陽光パネルのメーカーやパワーコンディショナーのメーカーが補償する取り決めになっていれば可。工事原因については、工事業者が保険会社等の一般的な保険商品等に参加していれば可。



2-2. 助成対象事業

【事業プラン登録要件】

6. 太陽光発電システムが次の要件を全て満たしていること。
 - 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。
 - 未使用品であること
 - 地絡検知機能を有していること



2-2. 助成対象事業

【事業プラン登録要件】

7. 住宅所有者との契約について、サービス期間が太陽光発電設置から5年以上であること。また、契約終了後も当該太陽光発電システムが法定耐用年数（17年間）の間、継続して都内住宅において発電していると見込まれること。
8. 契約後、申請額の合計が公社の予算の範囲を超えたことなどにより、本事業の助成金が交付されないことが分かった場合、住宅所有者が契約を無償で解除可能となっていること。



2-2. 助成対象事業

【事業プラン登録要件】

9. 住宅に太陽光発電システムからの電気が供給される場合にあっては、当該電気に環境価値が伴っていること(事業者が環境価値を取得しないこと)。

※固定価格買取制度(FIT)の活用は可能です。

※予備又は将来用のものは助成の対象としません。



2-3. 助成金額

【助成金額】

太陽光発電システムの発電出力1kW当たり10万円

※発電出力は小数点以下第3位を四捨五入

※国及び区市町村からの助成金を充当する場合は、当該助成金の額を控除した額



2-3. 助成金額

【限度額】

太陽光発電システムの設置に係る次に掲げる経費の合計額を限度額とします。

- ① 設計費（助成対象設備の設計等に要する経費）
- ② 設備費（助成対象設備の購入等に要する経費）
- ③ 工事費（助成対象設備の設置工事に要する経費）

※自社製品の調達分又は助成対象者に関係する者からの調達分がある場合は、利益等排除を行った額を助成金額の限度額とします。



2-3. 注意事項等

【交付の条件】

1. 助成事業者は本事業の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって管理してください。
2. 助成事業者は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じてください。
3. 助成事業者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供してください。



2-3. 注意事項等

4. 助成事業者は、助成対象となる太陽光発電システムについて、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないでください。
5. 交付要綱又は実施要綱その他の法令の規定を遵守してください。



2-3. 注意事項等

【契約解除及び財産処分時の返納額について】

1. 契約後5年以内に契約を解除し、財産処分をした場合又は契約期間が5年経過後に財産処分をした場合

➡ 請求額＝助成金額－（助成金額／17年）×経過年数

2. 契約後5年以内に契約を解除した場合（財産処分無）

➡ 請求額＝助成金額－（助成金額／5年）×契約経過年数

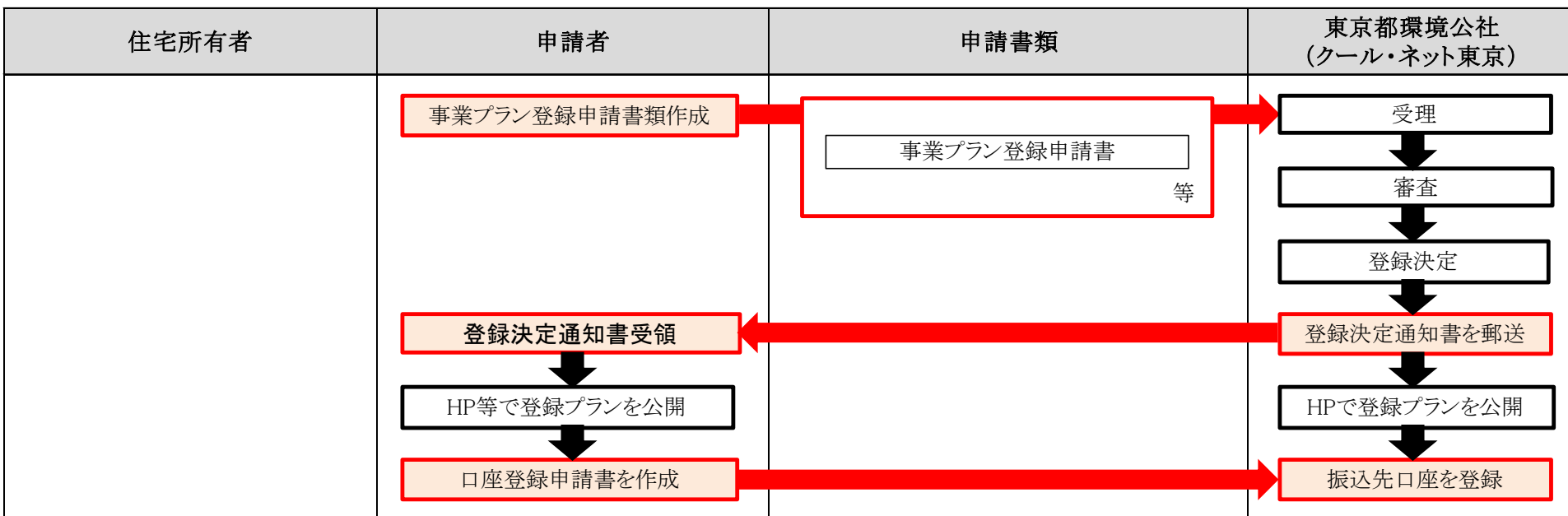
3. 2の後、財産処分をした場合

➡ 1と同様の計算をし、2で返還した額を控除した額を請求します。



3-1. 申請の流れ

【事業プランの登録】

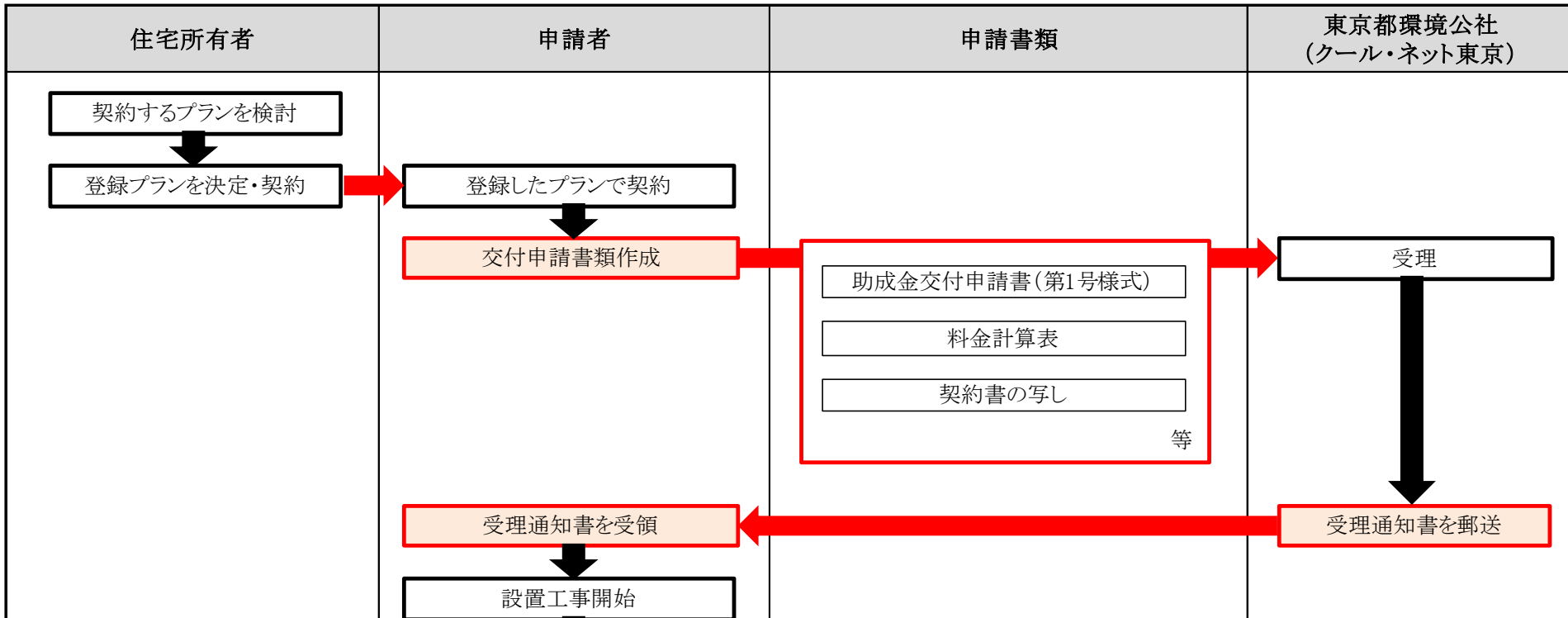


※必ず住宅所有者と契約を行う前に事業プランの登録をおこなってください。



3-1. 申請の流れ

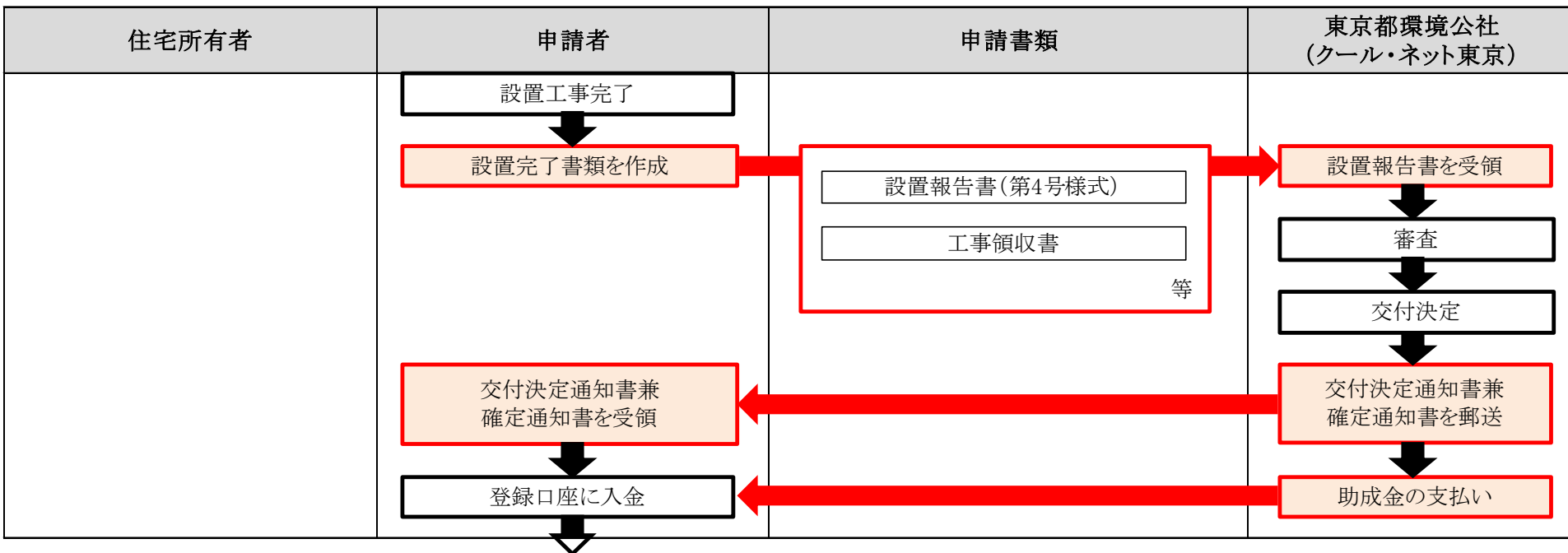
【契約後に交付申請】





3-1. 申請の流れ

【設置完了報告】

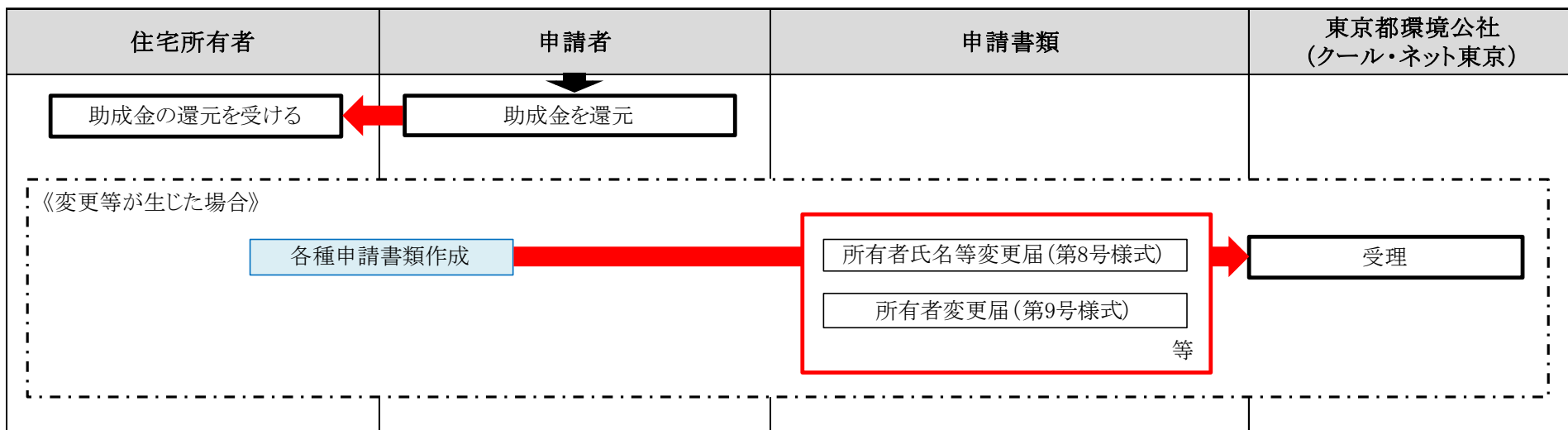


※設置工事は申請前に行っても構いません。その場合は、
交付申請と設置完了報告を一緒に提出してください。



3-1. 申請の流れ

【助成金受領後】





3-2. 事業プラン登録

【事業プラン登録に必要な書類】

No	提出書類	様式番号	備考
1	事業プラン登録申請書	様式1	
2	事業プランの内容	様式2	
3	料金比較表	様式3	リース、電力販売、屋根貸し以外の事業スキームの場合又は月々の定額還元、一括還元以外の方法で助成金を住宅所有者に還元する場合は別途資料を添付してください。
4	太陽光モジュール一覧	様式4	複数の機器を登録する場合のみ
5	パワーコンディショナー一覧	様式5	複数の機器を登録する場合のみ
6	暴力団等でないことの誓約書	様式6	
7	太陽光モジュール及びパワーコンディショナーの仕様内容がわかるもの(カタログ・パンフレット等)	添付資料1	複数の機器を登録する場合は、機器ごとに提出してください。
8	海外の太陽電池モジュール認証を受けていることが確認できる書類	添付資料2	海外認証を受けた機器を登録する場合のみ

No	提出書類	様式番号	備考
9	事業プランに係る住宅所有者との契約書ひな型	添付資料3	以下の部分に分かるように下線を引いてください。 ・太陽光発電システムが故障した場合に速やかに交換又は修理を行うこと ・太陽光発電システム設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が付加されていること。 また、太陽光発電システム設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること
10	太陽光発電システムに係る設計費、設備費及び工事費の合計が、発電容量1キロワットあたり400,000円未満であることを示す資料	添付資料4	パネルメーカーや工事事業者等との契約書や見積もり書等
11	通常の利用料金や他道府県で適用される利用料金を示した書類	添付資料5	HPや公表資料の写し等
12	納税証明書(直近1か年分)	添付資料6	
13	その他公社が必要と認める書類		



3-2. 事業プラン登録

【様式2】

- 1 事業プランの種類は1種類を選択
(その他を選択する場合は、事前に公社にご相談ください)
- 3、4のモジュールとパワコンは複数登録する場合は様式4、様式5を提出し、様式2は空欄で提出

様式2 事業プランの内容								
1 事業プランの種類 (1つにチェックを入れる)								
<input type="checkbox"/>	リース	<input type="checkbox"/>	電力販売					
<input type="checkbox"/>	屋根借り	<input type="checkbox"/>	その他 ()					
2 契約期間								
年間								
3 太陽光モジュール								
メーカー								
型番又はシリーズ名								
認証	認証機関	<input type="checkbox"/>	JET認証	<input type="checkbox"/>	海外認証 ()			
	認証番号等							
4 パワーコンディショナー								
メーカー								
型番又はシリーズ名								
<input type="checkbox"/> 自立運転機能								
5 工事費算出の条件								
		住宅の種類	屋根の素材	屋根の形状	設置面	1世帯当たりの年間使用電力量	1世帯当たりの契約アンペア	設置容量
<input type="checkbox"/>	A	戸建住宅 階数2	スレート、ガルバリウム銅版又は同等品	切妻屋根	1面	5,617kWh	50A	2.5kW
<input type="checkbox"/>	B	戸建住宅 階数2	スレート、ガルバリウム銅版又は同等品	切妻屋根	1面	5,617kWh	50A	4kW
<input type="checkbox"/>	C	集合住宅 階数2 (8戸)	スレート、ガルバリウム銅版又は同等品	寄棟	2面	2,853kWh	40A	10kW
<input type="checkbox"/>	D	集合住宅 階数2 (10戸)	スレート、ガルバリウム銅版又は同等品	寄棟	2面	2,853kWh	40A	15kW
6 確認事項 (口に✓を入れる)								
<input type="checkbox"/> 当該事業プランにより設置された太陽光発電設備は、契約終了後も法定耐用年数 (17年間) の間、継続して都内住宅において発電していると見込まれます。								
<input type="checkbox"/> 本事業プランは、太陽光発電設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が付加されています。また、太陽光発電設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されています。								
<input type="checkbox"/> 契約後、申請額の合計が公社の予算の範囲を越えたことなどにより、本事業の助成金が交付されないことが分かった場合、住宅所有者が契約を無償で解除可能です。								
<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムは地絡検知機能を有しています。								
<input type="checkbox"/> 住宅に太陽光発電からの電気が供給される場合にあっては、当該電気に環境価値が伴っています。								
(日本産業規格 A 列4番)								



3-2. 事業プラン登録

【様式3】

- 工事費の条件(A~D)、モジュールとパワコンの組み合わせごとに1枚提出
- 一括還元を行う際は、(4)に記入のうえ、(1)~(3)の料金比較表にも記入

様式3

助成金還元時の料金比較表

住宅仕様	モジュール	パワコン

1. 設置費用

太陽光発電システムの設計費、設備費及び工事費の合計		円
発電量1kWあたり		円

※設置費用は公社のHP上では公開されません。

2. 料金比較表

(1) リース

	助成金あり	助成金なし
助成金額		
月々の支払額		
支払総額		

(2) 電力販売

電力単価 円/kWh (注)助成金の有無によって電力単価を変更することはできません。

	助成金あり	助成金なし
助成金額		
月々の割引額		
割引総額		

(3) 屋根借り

	助成金あり	助成金なし
助成金額		
月々の賃料		
支払総額		

(4) 一括還元

住宅所有者に対し、助成金を一括還元します。

還元額	<input type="text"/>	円
還元時期	<input type="text"/>	

(5) その他

様式2において事業プランの種類でその他を選んだ場合又は上記の料金形態に該当しない場合は、別途資料を添付すること。

(日本産業規格A列4番)



3-2. 事業プラン登録

【様式7】

- プラン登録後に公社から通知する登録事業プラン番号を記入してください。
- 実際に助成金の交付を受ける前までに提出してください。
- プラン数が多い場合はリストを別途追加してください。

様式7

年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

(助成事業者)
住 所
名 称
代表者の
職・氏名

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業
口座登録申請書

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業に登録された事業プランについて、助成金の振込先口座を下記のとおり申請する。

記

登録通知日	登録事業プラン番号	登録通知日	登録事業プラン番号
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

(助成金振込先)

金融機関名	カタカナ	
	漢字	
支店名	カタカナ	
	漢字	
金融機関コード		支店コード
口座名義 (※) (カタカナ)	※必ずカタカナで記入してください。	
口座番号 (右詰)		

預金種類
(該当項目に✓) 普通 貯蓄 当座

(注) 振込口座(口座名義、口座番号)が確認できる資料(通帳等の写し)を添付すること。
(日本産業規格A列4番)



3-2. 事業プラン登録

【添付資料1:太陽光モジュール及びパワーコンディショナーの仕様内容がわかるもの】

必要事項

- 基本スペック(出力等)
 - 自立運転機能を有していること
 - 地絡検知機能を有していること
- (仕様書・説明書でエラーコード等の記載があれば可)



3-2. 事業プラン登録

【添付資料4: 経費の合計が1kW当たり400,000円未満であることを示す書類】

- 工事費の条件(A~D)ごとに1つ
- モジュールとパワコンが複数ある場合は単価の一覧

【添付資料5: 通常の利用料金等を示した書類】

HPやパンフレット等(一般に公開されている資料)



3-3. 助成金交付申請

【交付申請に必要な書類】

No	提出書類	様式番号	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式	
2	初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料の合計額から交付される助成金総額が控除されていること(屋根借りの場合は、契約期間内の屋根の使用料合計額に助成金総額が加算されていること。)が分かる書類又は利用料金計算表	添付資料1	
3	初期費用ゼロサービスに係る契約書の写し	添付資料2	住宅の入居者との契約書であること。 ・利用料金の低減等を通じて助成金全額が住宅所有者に還元されていることが分かること(助成金が無い場合とある場合の利用料金を併記するなど)。
4	太陽光発電システムシステムに係る設計費、設備費及び工事費の合計額が400,000円/kW未満であることを確認できる見積書等	添付資料3	
5	国等の助成金等を受けている場合にあつては、受領した交付決定通知書等の写し	添付資料4	・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請の時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出すること。
6	その他公社が必要と認める書類		



3-3. 助成金交付申請

【添付資料1、3: 利用料金計算表、見積書】

事業プランに登録した額と一致している必要はありません。実際に設置する住宅の条件に合わせ、利用料金と見積書を作成してください。

※1kW当たり400,000円未満の要件は満たしている必要があります。

【添付資料2: 契約書の写し】

- 登録した事業プランの契約書と内容が一致していることを確認してください。
- 設置場所の住所の記載がない場合は別途住所が分かる資料を提出してください。(申込書等)



3-4. 設置完了報告

【設置完了報告に必要な書類】

No	提出書類	様式番号	備考
1	設置報告書	第2号様式	
2	太陽光発電システムシステムに係る設計費、設備費及び工事費の合計額が400,000円/kW未満であることを確認できる領収書等	添付資料1	
3	初期費用ゼロサービスに係る契約書の写し	添付資料2	交付申請時から変更があった場合にのみ提出
4	太陽光発電システムシステムの設置状況を示す写真	添付資料3	
5	太陽光発電システムシステムを設置した建物の全景写真	添付資料4	
6	設置した太陽光パネル及びパワーコンディショナーの型番を示す写真	添付資料5	契約書に型番の記載があれば省略可能
7	その他公社が必要と認める書類		



3-4. 設置完了報告

【添付資料1:領収書等】

工事の費用が確認できることに加え、工事が完了したことが確認できる書類を提出してください。

【添付資料3, 5:モジュールとパワコンの型番について】

シリアルナンバーではなく機器の型番・型式がわかる書類としてください。



3-5. 申請の手順

【書類の準備】

・様式類

クールネット東京のHPより必要な様式をダウンロードしてください。

・チェックリスト

クールネット東京のHPよりダウンロードし、申請書類の先頭に添付してください。
(交付申請用のチェックリストは後日アップロードいたします。)

事業プランの登録

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/initial-cost0/planrec/index.html>

助成金交付申請

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/initial-cost0/index.html>

・申請書類のデータ

申請書類一式のデータをCD-R等に保存して提出してください。ファイル形式はエクセル、ワード、PDFのいずれかとしてください。



3-5. 申請の手順

申請書に**押印**の上、その他の必要書類とともに**ファイルに綴じ**、郵送します。

※送達確認ができる方法で送付してください。

※申請書で使用する印鑑は、**実印**である必要があります。

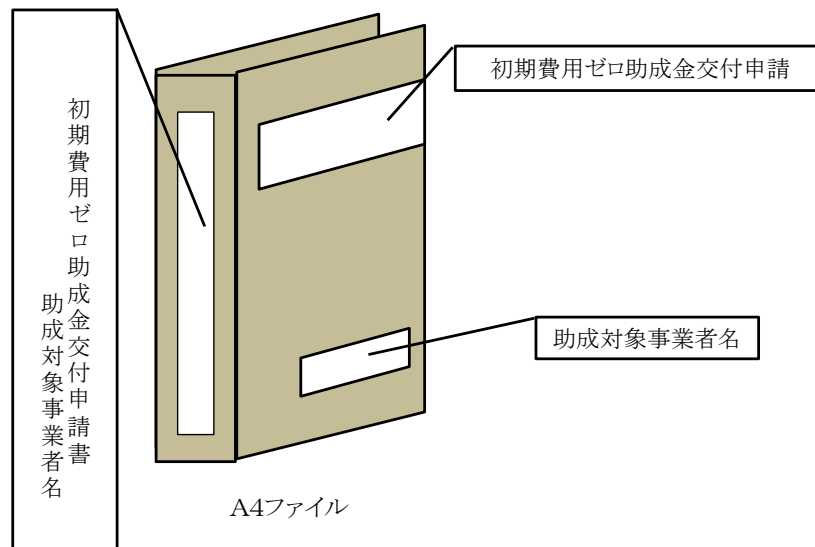
※申請書類はコピーをとった上で提出し、**必ず控えを保管**してください。



3-5. 申請の手順

【事業プラン登録ファイル作成】

- A4サイズ(A3折りたたみ可、袋とじ不可)、片面印刷
- A4ファイルに綴じる
- 表紙及び背表紙に、助成対象事業者名を記載してください。

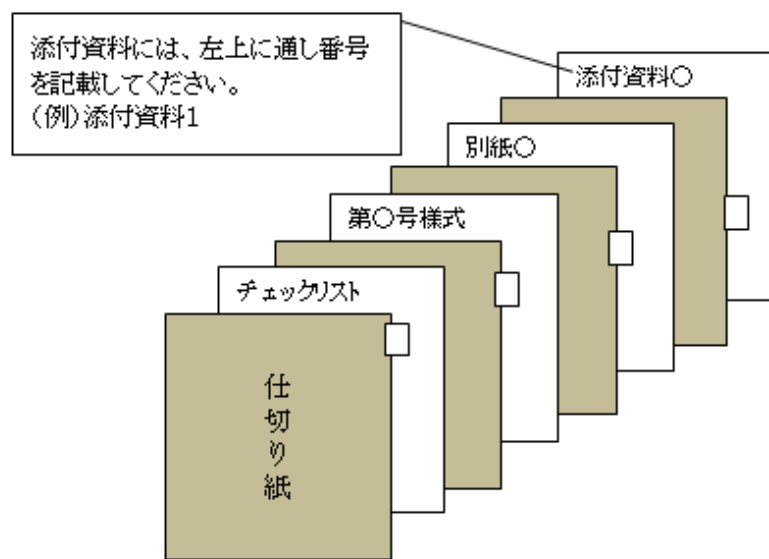




3-5. 申請の手順

【交付申請・設置報告ファイル作成】

- A4クリアホルダーに各書類を入れてください。インデックスを付けた中仕切りを挿入
- 応募書類リストの記載の順に綴る。





3-5. 申請の手順

【交付の決定及び支払い】

公社が内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めた場合には、予算の範囲において助成金の交付を決定し、申請者に通知します。

※審査は設置報告書の受付後に行います。**交付申請の時点では審査は行いません**ので、書類作成に当たっては十分注意してください。

助成金は事業プランごとに登録された口座に振り込みます。**口座の登録を忘れずに行ってください**。



3-5. 申請の手順

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、原則として窓口による受付を休止しております。各種申請手続きにつきましては、郵送でお願いします。

■ 申請書類の送付先

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10階

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

創エネ支援チーム

TEL：03-5990-5067

受付時間：月曜日～金曜日（土日祝及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分